

土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年 4 月20日付け52構改 B 第601号農林省構造改善局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
1 <u>土地改良区機能強化支援事業</u>を実施していない地方連合会の特例 (1) <u>土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第 5 の 1 の（2）のイ</u>の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施していない都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年 4 月20日付け52構改 B 第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）に基づき、<u>整備補修事業及び防災減災等機能強化事業</u>について、適正化資金の拠出、交付金の交付等を行う場合には、あらかじめ地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下単に「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の認定を受けなければならない。 (2) ～ (4) (略) 3 事業内容の基準等 a 整備補修事業 <u>（一般型）</u> (1) 適正化事業実施要綱<u>第 2 の 1 の（1）</u>の整備補修事業 <u>（一般型）</u>について、適正化事業実施要綱第 2 の 7 に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。	1 <u>土地改良区体制強化事業</u>を実施していない地方連合会の特例 (1) <u>土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27 農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 2 の（2）</u>の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施していない都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年 4 月20日付け52構改 B 第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）に基づき、<u>土地改良施設維持管理適正化事業</u>について、適正化資金の拠出、交付金の交付等を行う場合には、あらかじめ地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下単に「農村振興局長」という。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）の認定を受けなければならない。 (2) ～ (4) (略) 3 事業内容の基準等 a 整備補修事業 (1) 適正化事業実施要綱<u>第 2 の 1</u>の整備補修事業について、適正化事業実施要綱第 2 の 7 に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア～ウ （略）

(2) 整備補修事業 (一般型) として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

これらの内容を例示すれば、別紙1－1のとおりである。

(3) (略)

b 整備補修事業（連携管理保全型）

(1) 適正化事業実施要綱第2の1の(2)の整備補修事業（連携管理保全型）について、適正化事業実施要綱第2の7に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は機能保全計画において必要と認められた整備補修であって、適正化事業実施要綱第4の2の規定に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ 整備補修の対象施設について、土地改良区又は土地改良連合が地域の関係者との協議により策定する水土里ビジョンにおいて、地域農業の持続性の維持に向けて、関係者の役割分担の下、適正かつ円滑に保全すべき施設として位置付けられていること。

ウ 1地区当たりの事業費が100万円以上のものであること。

(2) 整備補修事業（連携管理保全型）として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね5年間単位に行われる施設の整備

ア～ウ （略）

(2) 整備補修事業として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

これらの内容を例示すれば、別紙1－1のとおりである。

(3) (略)

(新設)

補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

これらの内容を例示すれば、別紙 1－1 のとおりである。

c (略)

4 土地改良区等の拠出金

a 整備補修事業 (一般型)

(1) 整備補修事業 (一般型) における適正化事業実施要綱第 4 の 2 の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = \frac{A \times (0.6 - Q)}{n}$$

P＝毎年度の土地改良区等の拠出金

A＝一定期間（n）内における整備補修事業 (一般型) の実施に要する経費として見込まれる額

Q＝都道府県の補助率

n＝期間（原則として 5 年とする。）（単位：年）

(2) (略)

(3) 適正化事業実施要綱第 4 の 2 の規定により緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる土地改良区等ごとの拠出金の算定にあつては、(1) にかかわらず次式により行うこととする。

b (略)

4 土地改良区等の拠出金

a 整備補修事業

(1) 整備補修事業における適正化事業実施要綱第 4 の 2 の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = \frac{A \times (0.6 - Q)}{n}$$

P＝毎年度の土地改良区等の拠出金

A＝一定期間（n）内における整備補修事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q＝都道府県の補助率

n＝期間（原則として 5 年とする。）（単位：年）

(2) (略)

(3) 適正化事業実施要綱第 4 の 2 の規定により緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる土地改良区等ごとの拠出金の算定にあつては、(1) にかかわらず次式により行うこととする。

ア 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る整備補修事業 (一般型) の実施を了する土地改良区等の拠出金

$$R = A \times (0.6 - Q) - S$$

R = 土地改良区等の緊急整備補修の実施に伴い一括して拠出することとされる拠出金

A = 整備補修事業 (一般型) の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

S = 整備補修事業 (一般型) に拠出を開始した年度から緊急整備補修を実施する年度までに拠出した拠出金

イ 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る整備補修事業 (一般型) の実施を了する土地改良区等に代わって拠出することとなる土地改良区等（以下「新規加入適正化資金拠出者」という。）の拠出金

$$T = A \times (0.6 - Q) - U$$

T = 新規加入適正化資金拠出者が整備補修事業 (一般型) への拠出を開始する年度において一括して拠出することとされる拠出金

A = 整備補修事業 (一般型) の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

U = 新規加入適正化資金拠出者が整備補修事業 (一般型) への拠出を開始する年度の翌年度以降において拠出する予定の拠出金

(4) 都道府県の補助金は、整備補修事業 (一般型) の実施に要する経費の3割に相当する額を標準とする。

ア 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る整備補修事業の実施を了する土地改良区等の拠出金

$$R = A \times (0.6 - Q) - S$$

R = 土地改良区等の緊急整備補修の実施に伴い一括して拠出することとされる拠出金

A = 整備補修事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

S = 整備補修事業に拠出を開始した年度から緊急整備補修を実施する年度までに拠出した拠出金

イ 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る整備補修事業の実施を了する土地改良区等に代わって 整備補修事業 に拠出することとなる土地改良区等（以下「新規加入適正化資金拠出者」という。）の拠出金

$$T = A \times (0.6 - Q) - U$$

T = 新規加入適正化資金拠出者が整備補修事業への拠出を開始する年度において一括して拠出することとされる拠出金

A = 整備補修事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

U = 新規加入適正化資金拠出者が整備補修事業への拠出を開始する年度の翌年度以降において拠出する予定の拠出金

(4) 都道府県の補助金は、整備補修事業の実施に要する経費の3割に相当する額を標準とする。

b 整備補修事業（連携管理保全型）

（１）整備補修事業（連携管理保全型）における適正化事業実施要綱第４の２の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = (A \times (0.6 - Q) + R) / n$$

P＝毎年度の土地改良区等の拠出金

A＝一定期間（n）内における整備補修事業（連携管理保全型）の実施に要する経費として見込まれる額

Q＝都道府県の補助率

R＝利息（財政融資資金貸付金利に基づき、全国土地改良事業団体連合会が A に応じて定める額とする。）

n＝期間（５年）

（２）土地改良区等の拠出金は、原則として、一定期間（n）内においては、同額とするものとする。

（３）都道府県の補助金は、整備補修事業（連携管理保全型）の実施に要する経費の３割に相当する額を標準とし、地域の実情に応じて都道府県が定めることとする。

c （略）

5 適正化資金拠出者の取扱い

適正化事業実施要綱第４の１に規定する適正化資金拠出者は、整備補修事業（一般型）、整備補修事業（連携管理保全型）及び防災減災機能等強化事業を区分して、拠出金申込年次別に取り扱うものとする。ただし、新規加入適正化資金拠出者の申込年次は、緊急整備補修を実施する土地改良区等の申込年次と同一の年次として取り扱うものとする。

（新設）

b （略）

5 適正化資金拠出者の取扱い

適正化事業実施要綱第５の３及び第８の３に規定する適正化資金拠出者は、整備補修事業と防災減災機能等強化事業を区分して、拠出金申込年次別に取り扱うものとする。ただし、新規加入適正化資金拠出者の申込年次は、緊急整備補修を実施する土地改良区等の申込年次と同一の年次として取り扱うものとする。

6 交付金の交付

(1) 適正化事業実施要綱第5の3の(2)に規定する一定期間は、4のaの(1)、4のbの(1)又は4のcの(1)に規定する一定期間と同期間とする。ただし、緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に適正化資金を拠出する期間とする。

(2) (略)

7 事業実施計画の策定

(1) 地方連合会は、整備補修事業(一般型)、整備補修事業(連携管理保全型)又は防災減災機能等強化事業への拠出を希望する土地改良区等と調整の上、別紙様式第2、第3及び第4により、翌年度以降における整備補修事業(一般型)、整備補修事業(連携管理保全型)及び防災減災機能等強化事業の実施計画(以下「実施計画」という。)を取りまとめ、前年度の2月末日までに地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。

なお、整備補修事業(一般型)及び整備補修事業(連携管理保全型)の実施計画においては、管理指導事業による診断結果又は機能保全計画において必要と認められた整備補修の緊急度の高い順(管理指導事業の結果必要と認められた整備補修の場合は、土地改良区機能強化支援事業実施要領(令和7年4月1日付け6農振第2937号農林水産省農村振興局長通知)第4の1の(2)のオの(ウ)に別添として定める土地改良施設診断の評価基準Ⅰの4に定める緊急度k1、k2、k3の順、機能保全計画において必要と認められた整備補修の場合は、別紙5

6 交付金の交付

(1) 適正化事業実施要綱第5の3の(2)に規定する一定期間は、4のaの(1) 又は4のbの(1)に規定する一定期間と同期間とする。ただし、緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に適正化資金を拠出する期間とする。

(2) (略)

7 事業実施計画の策定

(1) 地方連合会は、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業への拠出を希望する土地改良区等と調整の上、別紙様式第2 及び第3により、翌年度以降における整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施計画(以下「実施計画」という。)を取りまとめ、前年度の2月末日までに地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。

なお、整備補修事業の実施計画においては、管理指導事業による診断結果又は機能保全計画において必要と認められた整備補修の緊急度の高い順(管理指導事業の結果必要と認められた整備補修の場合は、土地改良区体制強化事業実施要領(平成28年4月1日付け27農振第2430号農村振興局長通知)第2の2の(5)のウに別添として定める土地改良施設診断の評価基準Ⅰの4に定める緊急度k1、k2、k3の順、機能保全計画において必要と認められた整備補修の場合は、別紙5の基準により定める緊急度k1、k2、k3の順)に位置付けるものとする。

の基準により定める緊急度k 1、k 2、k 3の順)に位置付けるものとする。

(2) 整備補修事業 (一般型) 及び整備補修事業 (連携管理保全型) の実施計画に位置付けることができる土地改良区は以下のとおりとする。

ア 整備補修事業 (一般型)

地区面積がおおむね300ヘクタール以上、市町村等の行政区分の単位又は職員 (当該土地改良区 (土地改良区連合を含む。以下同じ。)) の規約等により置くこととされている職員に限る。) 1名以上の土地改良区 (合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。) とする。

イ 整備補修事業 (連携管理保全型)

水土里ビジョンについて、都道府県知事の認可を受けた土地改良区又は認可前であって、関係者 (土地改良法第57条の14第1項に規定する協議会が組織されている場合は協議会、協議会が組織されていない場合は、土地改良法第57条の11第4項に規定する関連施設の管理者及び関係市町村長) との協議の上、保全すべき施設を水土里ビジョンに位置付けることが確実と見込まれる土地改良区とする。

(3)・(4) (略)

(5) 地方連合会は、実施計画について、次に掲げる変更をする必要が生じた場合 (緊急整備補修を実施する必要が生じた場合を含む。) 及び対象施設を追加する必要が生じた場合 (防災減災機

(2) 整備補修事業の実実施計画に位置付けることができる土地改良区 (土地改良区連合を含む。以下同じ。) は、地区面積がおおむね300ヘクタール以上、市町村等の行政区分の単位又は職員 (当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。) 1名以上の土地改良区 (合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。) とする。

(新設)

(新設)

(3)・(4) (略)

(5) 地方連合会は、実施計画について、次に掲げる変更をする必要が生じた場合 (緊急整備補修を実施する必要が生じた場合を含む。) には、当該変更について別紙様式第2の2 及び第3の

能等強化事業に限る。)には、当該変更及び追加について別紙様式第2の2、第3の2及び第4の2により速やかに関係都道府県、地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。

ア・イ (略)

(6) (略)

8 各地方連合会ごとの交付目標額の設定及び通知

全国連合会は、実施計画について、適正化事業実施要綱第9の1の(2)に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)に諮り、運営委員会からの答申に基づき各地方連合会ごとの整備補修事業(一般型)交付金交付目標額、整備補修事業(連携管理保全型)交付金交付目標額及び防災減災機能等強化事業交付金交付目標額を設定し、4月末日までに(7の(5)の場合にあっては、地方連合会との協議後速やかに)地方連合会に通知するものとする。

9 交付申請手続等

(1) 適正化事業実施要綱第6の1の規定に基づき事業実施者が提出する交付金交付申請書は、別紙様式第5によるものとする。

(2) (略)

(3) 地方連合会が適正化事業実施要綱第6の6に規定する事業の実施状況の検査を行うにあたっては、あらかじめ事業実施者から工事完了報告書及び交付金請求書を提出させるものとし、当該検査は、管理専門指導員(管理指導事業を実施していない地方連合会にあっては、原則として1の(2)の申請書において、診断・管理指導予定技術者と記載された者。以下この項におい

2により速やかに関係都道府県、地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。

ア・イ (略)

(6) (略)

8 各地方連合会ごとの交付目標額の設定及び通知

全国連合会は、実施計画について、適正化事業実施要綱第9の1の(2)に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)に諮り、運営委員会からの答申に基づき各地方連合会ごとの整備補修事業交付金交付目標額及び防災減災機能等強化事業交付金交付目標額を設定し、4月末日までに(7の(5)の場合にあっては、地方連合会との協議後速やかに)地方連合会に通知するものとする。

9 交付申請手続等

(1) 適正化事業実施要綱第6の1の規定に基づき事業実施者が提出する交付金交付申請書は、別紙様式第4によるものとする。

(2) (略)

(3) 地方連合会が適正化事業実施要綱第6の6に規定する工事の実施状況の検査を行うにあたっては、あらかじめ事業実施者から工事完了報告書及び交付金請求書を提出させるものとし、当該検査は、管理専門指導員(管理指導事業を実施していない地方連合会にあっては、原則として1の(2)の申請書において、診断・管理指導予定技術者と記載された者。以下この項におい

て同じ。)にこれを行わせるものとし、管理専門指導員がこれを了した場合には、地区ごとに次の事項を記載した竣功検査報告書を地方連合会長に提出するものとする。

ア～ケ (略)

11 抛出金台帳の作成等

適正化事業実施要綱第8の1に規定する整備補修事業に関する会計は、整備補修事業 (一般型) については緊急整備補修に関する会計を区分して経理することとし、抛出金台帳は、全国連合会にあっては別紙様式第6・第6の2の例を、地方連合会にあっては別紙様式第7・第7の2の例を参考として作成するものとする。

また、整備補修事業(連携管理保全型)に係る抛出金台帳については、全国連合会にあっては別紙様式第6の3の例を、地方連合会にあっては別紙様式第7の3の例を参考として作成するものとし、防災減災機能等強化事業に係る抛出金台帳については、全国連合会にあっては別紙様式第6の4の例を、地方連合会にあっては別紙様式第7の4の例を参考として作成するものとする。

13 実施結果の報告

- (1) 適正化事業実施要綱第11の1及び第11の2に規定する報告は、別紙様式第8によるものとする。
- (2) 適正化事業実施要綱第11の3に規定する報告は、別紙様式第9によるものとする。

なお、当該報告に当たっては、適正化事業実施要綱第11の1の規定に基づく地方連合会からの報告書(別紙様式第8)を添

て同じ。)にこれを行わせるものとし、管理専門指導員がこれを了した場合には、地区ごとに次の事項を記載した竣功検査報告書を地方連合会長に提出するものとする。

ア～ケ (略)

11 抛出金台帳の作成等

適正化事業実施要綱第8の1に規定する整備補修事業に関する会計は、整備補修事業については緊急整備補修に関する会計を区分して経理することとし、抛出金台帳は、全国連合会にあっては別紙様式第5・第5の2の例を、地方連合会にあっては別紙様式第6・第6の2の例を参考として作成するものとする。

また、防災減災機能等強化事業に係る抛出金台帳については、全国連合会にあっては別紙様式第5の3の例を、地方連合会にあっては別紙様式第6の3の例を参考として作成するものとする。

13 実施結果の報告

- (1) 適正化事業実施要綱第11の1及び第11の2に規定する報告は、別紙様式第7によるものとする。
- (2) 適正化事業実施要綱第11の3に規定する報告は、別紙様式第8によるものとする。

なお、当該報告に当たっては、適正化事業実施要綱第11の1の規定に基づく地方連合会からの報告書(別紙様式第7)を添

付するものとする。

(3) 適正化事業実施要綱第11の4に規定する報告は、別紙様式第10によるものとする。

14 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の補助金等の交付の決定(以下「補助金交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、全国連合会は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第11に定める土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届を、農村振興局長に提出するものとする。

別紙1-1

整備補修事業における整備補修(例)

1 整備補修

機能低下防止、機能回復等のため、おおむね5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修(施設の省力化・合理化に伴う施設の撤去含む。)

(1)～(5)(略)

※ 施設の撤去は整備補修事業(連携管理保全型)に限る。

別紙2

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠

付するものとする。

(3) 適正化事業実施要綱第11の4に規定する報告は、別紙様式第9によるものとする。

14 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の補助金等の交付の決定(以下「補助金交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、全国連合会は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第10に定める土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届を、農村振興局長に提出するものとする。

別紙1-1

整備補修事業における整備補修(例)

1 整備補修

機能低下防止、機能回復等のため、おおむね5年に1回程度の頻度で行う必要のある整備補修

(1)～(5)(略)

別紙2

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠

出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1の（1）に規定する整備補修事業（一般型）（以下「整備補修事業（一般型）」という。）、第2の1の（2）に規定する整備補修事業（連携管理保全型）（以下「整備補修事業（連携管理保全型）」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に必要な資金（以下「適正化資金」という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（適正化資金拠出申込適格）

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

土地改良区機能強化支援事業実施要綱（令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通知）第5の1の（2）のイの土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会

（2）（略）

（拠出金の使途）

第6条 拠出金は、適正化事業実施要綱第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）に係る拠出金にあつて

出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。）第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業」という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業」という。）に必要な資金（以下「適正化資金」という。）の造成その他運営については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（適正化資金拠出申込適格）

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

（1）土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を実施している都道府県土地改良事業団体連合会

（2）（略）

（拠出金の使途）

第6条 拠出金は、整備補修事業に係る拠出金にあつては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあつ

は整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあつては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

(拠出金及び交付金の経理)

第8条 拠出金及び交付金は、整備補修事業 (一般型)、整備補修事業 (連携管理保全型) と防災減災機能等強化事業に区分し、拠出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、整備補修事業 (連携管理保全型) 及び防災減災機能等強化事業に係る拠出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

別紙3

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金
拠出約款 (例)

(目的)

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱 (昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。)第2の1の(1)に規定する整備補修事業 (一般型) (以下「整備補修事業 (一般型)」という。)、第2の1の(2)に規定する整備補修事業 (連携管理保全型) (以下「整備補修事業 (連携管理保全型)」という。)及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業 (以下「防災減災機能等強化事業」という。)に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領 (昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。)

ては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

(拠出金及び交付金の経理)

第8条 拠出金及び交付金は、整備補修事業と防災減災機能等強化事業に区分し、拠出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、防災減災機能等強化事業に係る拠出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

別紙3

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金
拠出約款 (例)

(目的)

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱 (昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱」という。)第2の1に規定する整備補修事業 (以下「整備補修事業」という。)及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業 (以下「防災減災機能等強化事業」という。)に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領 (昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。)に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

(申込適格)

第2条 適正化事業実施要綱第2の1に規定する整備補修事業(以下「整備補修事業」という。) 及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

(拠出金の納付等)

第4条 適正化資金拠出者は、原則として5ヶ年以上継続して毎年度5月末日までに(緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあつては、拠出申込後速やかに)、本連合会に拠出金(地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、整備補修事業(一般型)にあつては要領4のaの(1)及び(3)により算定して得た額とし、整備補修事業(連携管理保全型)にあつては要領4のbの(1)により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあつては要領4のcの(1)により算定して得た額とする。

3・4 (略)

(交付金の交付決定等)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区機能強化支援事業実施要綱(令和7年4月1日付け6農振第2936号農林水産事務次官依命通

(申込適格)

第2条 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

(拠出金の納付等)

第4条 適正化資金拠出者は、原則として5ヶ年以上継続して毎年度5月末日までに(緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあつては、拠出申込後速やかに)、本連合会に拠出金(地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、整備補修事業にあつては要領4のaの(1)及び(3)により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあつては要領4のbの(1)により算定して得た額とする。

3・4 (略)

(交付金の交付決定等)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区体制強化事業実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知)第

知。以下「機能強化支援事業実施要綱」という。) 第5の1の(2)のイの土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知)等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画(国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。)を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。

(4) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、機能強化支援事業実施要綱第5の1の(2)のイの本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 (略)

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第6の6の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業(一般型)、整備補修事業(連携管理保全型)又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知)等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画(国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。)を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。

(4) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の(1)の本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 (略)

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第6の5の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

別紙様式第 2

〇〇年度 整備補修事業（一般型）実施計画書（〇〇年度加入）
〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等 団 体 名	事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備 考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回		千円	千円	千円	千円	千円			
〇〇改良区計															
〇〇県計															

- (注) 1 加入年度毎に別票とすること。
2 「整備補修の内容」欄には、整備補修の内容毎に管理指導事業による診断結果における緊急度（機能保全計画における施設の健全度を緊急度に置き換えた場合はその緊急度。k 1 ～ k 3）を記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙 1－1 の 2 の設備改善である場合には「設」、3 の一部更新である場合には「更」と記載すること。

別紙様式第 2 の 2

〇〇年度 整備補修事業（一般型）実施変更計画書

	土地改良区等 団体名	変更前後の 区分	事業加入施設			診断実績			整備補修 の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等 の理由	備考	
			施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数		実施 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度			計
		変更前									千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		変更後																
〇〇 年度		変更前																
		変更後																

- (注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙 1－1 の 2 の設備改善である場合には「設」、3 の一部更新である場合には「更」と記載すること。

別紙様式第 2

〇〇年度 整備補修事業実施計画書（〇〇年度加入）

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等 団 体 名	事業加入施設				診断実績		整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備 考	
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数		実施 年度	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		計
									年度	年度	年度	年度	年度		
						回		千円	千円	千円	千円	千円			
〇〇改良区計															
〇〇県計															

- (注) 1 加入年度毎に別票とすること。
2 「整備補修の内容」欄には、整備補修の内容毎に管理指導事業による診断結果における緊急度（機能保全計画における施設の健全度を緊急度に置き換えた場合はその緊急度。k 1 ～ k 3）を記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙 1－1 の 2 の設備改善である場合には「設」、3 の一部更新である場合には「更」と記載すること。

別紙様式第 2 の 2

〇〇年度 整備補修事業実施変更計画書

	土地改良区等 団体名	変更前後の区分	事業加入施設				診断実績			整備補修 の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等 の理由	備考
			施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期要請機能保全計画の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計		
		変更前									千円	千円	千円	千円	千円	千円		
		変更後																
〇〇 年度		変更前																
		変更後																

- (注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙 1－1 の 2 の設備改善である場合には「設」、3 の一部更新である場合には「更」と記載すること。

別紙様式第 3

〇〇年度 整備補修事業（連携管理保全型）実施計画書（〇〇年度加入）

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等 団 体 名	事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備 考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回			千円	千円	千円	千円	千円		
〇〇改良区計															
〇〇県計															

(注) 1 加入年度毎に別震とすること。
2 「整備補修の内容」欄には、整備補修の内容毎に管理指導事業による診断結果における緊急度（機能保全計画における施設の健全度を緊急度位置換えた場合はその緊急度、k1～k3）を記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1～1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。
また、連携管理保全計画（水土里ビジョン）の認可があった場合は、その日を「備考」欄に記載すること。ただし、認可前である場合は、連携管理保全計画（水土里ビジョン）における土地改良施設維持管理適正化事業の実施に関する協議を関係者に行った日を記載すること。
（例）水土里ビジョンに関する協議の日：令和〇年〇月〇日

(新設)

別紙様式第 3 の 2

〇〇年度 整備補修事業（連携管理保全型）実施変更計画書

土地改良区等 団体名	変更前 後の区分	事業加入施設				診断実績			整備補修 の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等 の理由	備考
		施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計		
	変更前									千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	変更後																
〇〇年度	変更前																
	変更後																

(注) 1 変更が生じた箇所には下線を付すこと。
2 「変更等の理由」欄には必要性等を具体的に記載すること。
3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1～1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。
また、連携管理保全計画（水土里ビジョン）の認可があった場合は、その日を「備考」欄に記載すること。ただし、認可前である場合は、連携管理保全計画（水土里ビジョン）における土地改良施設維持管理適正化事業の実施に関する協議を関係者に行った日を記載すること。
（例）水土里ビジョンに関する協議の日：令和〇年〇月〇日

(新設)

別紙様式第 6 の 3

整備補修事業（連携管理保金型）拠出台帳（例）

〇〇〇 土地改良事業団体連合会

(単位：千円)

年	資 金 造 成							交 付			差引残高	備 考
度	会 員 等 拠 出 金 額	都 道 府 県 補 助 金 額	拠 出 金 額 合 計	同 左 の 納 入 月 日	国 庫 補 助 金 相 当 額	前 年 度 繰 越 金	総 計	交 付 請 求 額	交 付 金 額	同 左 の 交 付 月 日		

別紙様式第 6 の 4

(略)

(新設)

別紙様式第 5 の 3

(略)

別紙様式第 7

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業（一般型）提出金台帳（例）

提出者名	(代表者)	(No.)
提出者住所	(TEL)	(加入年)
		(造成資金額)

(1) 事業対象施設 (単位: 千円)

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数量	建設 年度	建設の 事業主体	整備補修の内容	事業費	提出額	特記事項
		回								
合計										

(2) 提出金交付金・整理表											(単位: 千円) ㊦					
年 度	提出金 ^㉑		都道府県 補助金 ^㉒	交付金 ^㉓				提出金 残額の 累計	特別提出金 ^㉔		事業実施経緯 ^㉕					
	提出金納入 月日	提出金累計 (各年度末)		交付 月日	交付金明細 ^㉖				特別提 出金額	同左の 累計額	事業 内 容	事業費 ^㉗	公庫 借入金 金額	自己 資金 金額	竣工 検査 年月日	
				提出金 相当額 ^㉘	都道府県 補助金 ^㉙ 相当額 ^㉚	国庫補助 金相当額	計 ^㉛									
5ヶ年 小計																

別紙様式第 7 の 2

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業（一般型）（緊急整備補修）提出金台帳（例）

提出者名	(代表者)	(No.)
提出者住所	(TEL)	(加入年)
		(造成資金額)

(1) 事業対象施設 (単位: 千円)

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数量	建設 年度	建設の 事業主体	整備補修の内容	事業費	提出額	特記事項
		回								
合計										

(2) 提出金交付金・整理表												(単位: 千円)		
年 度	提出金 ¹⁾		都道府県 補助金 ²⁾	交付金 ³⁾				提出金 残額の 累計	特別提出金 ⁴⁾		事業実施経緯 ⁵⁾			
	提出金納入 月日	提出金累計 金額 (各年度末)		交付 月日	交付金明細 ⁶⁾		計 ⁷⁾		特別提 出金額	同左の 累計額	事業 内容 ⁸⁾	事業費 ⁹⁾		竣 功 ¹⁰⁾ 検 査 年月日
					都道府県 補助金 ⁶⁾ 相当額 ²⁾	国庫補助 金相当額						総額 ⁹⁾	公庫 借入 金額	
5ヶ年 小計														

別紙様式第 6

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業提出金台帳（例）

提出者名	(代表者)	(No.)
提出者住所	(TEL)	(加入年)
		(造成資金額)

(1) 整備補修事業対象施設 (単位: 千円)

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数量	建設 年度	建設の 事業主体	整備補修の内容	事業費	提出額	特記事項
		回								
合計										

(2) 提出金交付金・整理表													(単位：千円)				
年 度	提出金 ⁽¹⁾		都道府県 補助金 ⁽²⁾	交付金 ⁽³⁾					提出金 残額の 累計	特別提出金 ⁽⁴⁾		整備補修事業実施経緯 ⁽⁵⁾					
	提出金納入 月日	提出金累計 金額 (各年度末)		交付 月日	交付金明細 ⁽⁶⁾			特別提出 金累計額		同左の 累計額	事業 内容 ⁽⁷⁾	事業費 ⁽⁸⁾ 総額	公庫 借入金 金額	自己 資金 金額	竣工 検査 年月日 ⁽⁹⁾		
					提出金 相当額 ⁽¹⁰⁾	都道府県 補助金 ⁽¹¹⁾ 相当額	国庫補助 金相当額									計 ⁽¹²⁾	
5ヶ年 小計																	

別紙様式第 6 の 2

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業（緊急整備補修）提出金台帳（例）

提出者名	(代表者)	(No.)
提出者住所	(TEL)	(加入年)
		(造成資金額)

(1) 整備補修事業対象施設 (単位: 千円)

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数量	建設 年度	建設の 事業主体	整備補修の内容	事業費	提出額	特記事項
		回								
合計										

(2) 提出金交付金・整理表												(単位：千円)		
年 度	提出金 ⁽¹⁾		都道府県 補助金 ⁽²⁾	交付金 ⁽³⁾				提出金 残額の 累計	特別提出金 ⁽⁴⁾		整備補修事業実施経緯 ⁽⁵⁾			
	提出金納入 月日	提出金累計 金額 (各年度末)		交付 月日	交付金明細 ⁽⁶⁾		計		特別提出 金額	同左の 累計額	事業 内容 ⁽⁷⁾	事業費 ⁽⁸⁾		竣工 検査 年月日 ⁽⁹⁾
				提出金 相当額 ⁽¹⁰⁾	都道府県 補助金 ⁽¹¹⁾ 相当額 ⁽¹²⁾	国庫補助 金相当額 ⁽¹³⁾								
5ヶ年 小計														

別紙様式第 7 の 3

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業（連携管理保全型）拠出台帳（例）

拠 出 者 名

(代表者)

拠 出 者 住 所

(TEL)

(No.)

(加入年)

(造成資金額)

(1) 事業対象施設

(単位：千円)

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数 量	建 設 年 度	建 設 の 事業主体	整備補修の内容	事業費	拠 出 額	特 記 事 項
		回								
合 計										

(2) 拠出金交付金・整理表

(単位：千円)

年 度	拠 出 金		都道府県 補助金	交付 月日	交 付 金				拠出金 残額の 累 計	特別拠出金		事業実施経緯				竣 功 検 査 年月日
	拠出金納入 月日	拠出金累計 金額 (各年度末)			交 付 金 明 細			特別拠 出金額		同左の 累計額	事 業 内 容	事業費 総額	自己 資金 額			
					拠出金 相当額	都道府県 補助金 相当額	国庫補助 金相当額							計		
ミナミ 小計																

(新設)

別紙様式第7の4

〇〇県土地改良事業団体連合会防災減災機能等強化事業提出金台帳（例）

提出者名	(代表者)	(No.)
提出者住所	(TEL)	(加入年)
		(造成資金額)

(1) 事業対象施設 (単位：千円)

施設名	所在地	定期診断対象回数	規模・構造	数量	建設年度	建設の事業主体	施設整備の内容	事業費	提出額	特記事項
		回								
合計										

年 度	提出金		都道府県 補助金	交付金			提出金 残額の 累計	特別提出金 同左の 累計額	事業実施経緯		
	提出金納入 月日	提出金累計 金額 (各年度末)		交付 月日	交付金明細				事業費 内 容	竣 功 	

別紙様式第8

1. 整備補修事業 (一般型)

- (1) (略)
- (2) 事業の実績

別紙様式第6の3

〇〇県土地改良事業団体連合会防災減災機能等強化事業提出金台帳（例）

提出者名	(代表者)	(No.)
提出者住所	(TEL)	(加入年)
		(造成資金額)

(1) 防災減災機能等強化事業対象施設 (単位：千円)

施設名	所在地	定期診断対象回数	規模・構造	数量	建設年度	建設の事業主体	施設整備の内容	事業費	提出額	特記事項
		回								
合計										

年 度	提出金		都道府県 補助金	交付金				提出金 残額の 累計	特別提出金		防災減災機能等強化事業実施経緯				
	提出金納入			提出金累計 (各年度末)	交付 月日	交付金明細			特別提出金 同左の 累計額	事業 内 容	事業費 総額	自己 資金額	竣工 検査 年月日		
	月日	金額				提出金 相当額	都道府県 補助金 相当額							国庫補助 金相当額	計
5ヶ年 小計															

別紙様式第7

1. 整備補修事業

- (1) (略)
- (2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(新設)

(単位：千円) ←

(注)「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを()で内数として記載すること。

(単位：千円)

(集計表)

(注) 会員以外について、()で内数として記載すること。

3. 防災減災機能等強化事業

- (1) (略)
- (2) 事業の実績
(略)

別紙様式第9

〇〇年土地改良施設維持管理適正化事業実施結果報告書[※]

全国土地改良事業団体連合会[※]

1. 整備補修事業（一般型）[※]

(1) 資金造成の実績

(単位：千円)[※]

地方連合会名	資 金 提 出 団 体 数						資 金 造 成 の 明 細				
	土 地 改 良 区	農 協	市 町 村	そ の 他	計	左 の う ち	土地改良区 等提出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額	計	
						会 員 会 員 外					
全 国 計											

(注) 緊急整備補修にあっては、＜＞で外数として記載すること。[※]

地方連合会名 [※]	事業対象施設数 [※]								左の建設事業主体別数 [※]			
	ダ ム [※]	頭 首 工 [※]	用排水機場 [※]	水 路 [※]	樋(水)門 [※]	ため 池 [※]	その他 [※]	計 [※]	国 営 [※]	県 営 [※]	団体営 [※]	計 [※]
全 国 計 [※]												

(注) 緊急整備補修にあっては、＜＞で外数として記載すること。[※]

2. 防災減災機能等強化事業

- (1) (略)
- (2) 土地改良施設の施設整備事業の実績
(略)

別紙様式第8

〇〇年土地改良施設維持管理適正化事業実施結果報告書[※]

全国土地改良事業団体連合会[※]

1. 整備補修事業[※]

(1) 資金造成の実績

(単位：千円)[※]

資 金 提 出 団 体 数							資 金 造 成 の 明 細				
地方連合会名	土 地 改 良 区	農 協	市町村	その他	計	左 の う ち	土地改良区 等提出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額	計	
						会 員					会員外
全 国 計											

(注) 緊急整備補修にあっては、＜＞で外数として記載すること。[※]

地方連合会名 [※]	整備補修事業対象施設数 [※]								左の建設事業主体別数 [※]			
	ダ ム [※]	頭 首 工 [※]	用排水機場 [※]	水 路 [※]	樋(水)門 [※]	ため 池 [※]	その他 [※]	計 [※]	国 営 [※]	県 営 [※]	団体営 [※]	計 [※]
全 国 計 [※]												

(注) 緊急整備補修にあっては、＜＞で外数として記載すること。[※]

(2) 事業の実績

(単位：千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					拠出金収支				
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付金	公庫融資額	自己資金	その他	計	造成資金	交付金	差引残額
						会員	会員外								
全国計															

(注) 緊急整備補修にあっては、＜＞で外数として記載すること。

地方連合会名	事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計
全国計								

(注) 緊急整備補修にあっては、＜＞で外数として記載すること。

(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(単位：千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					拠出金収支				
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付金	公庫融資額	自己資金	その他	計	造成資金	交付金	差引残額
						会員	会員外								
全国計															

(注) 緊急整備補修にあっては、＜＞で外数として記載すること。

地方連合会名	整備補修事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計
全国計								

(注) 緊急整備補修にあっては、＜＞で外数として記載すること。

2. 整備補修事業（連携管理保全型）

（新設）

（1）資金造成の実績

（単位：千円）

地方連合会名	資金拠出団体数				資金造成の明細			
	土地改良区	土地改良区連合会	計	左のうち	土地改良区等拠出金額	都道府県補助金	国庫補助金相当額	計
				会員 会員外				
全国計								

地方連合会名	事業対象施設数								左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	国営	県営	団体営	計
全国計												

（2）事業の実績

（単位：千円）

地方連合会名	事業実施団体数				事業費明細				拠出金収支					
	土地改良区	土地改良区連合会	計	左のうち	交付金額	自己資金	その他	計	造成資金額	交付金額	差引残額	前年度までの累計残額	差引累計額	
				会員										会員外

地方連合会名	事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計
全国計								

3. 防災減災機能等強化事業

(1) 資金造成の実績[※]

ア. 要領別紙1-2の1 (防災減災)に係る事業

(単位:千円) *

地方連合会名	資 金 提 出 団 体 数 ^{※1}					資 金 造 成 の 明 細 ^{※2}					
	土 地 改 良 区	農 協	市町村	その他	計 ^{※3}	左 の う ち ^{※3}		土地改良区 等提出金額	都道府県 ^{※4} 補助金 ^{※5}	国庫補助 ^{※6} 金相当額 ^{※7}	計 ^{※8}
						会 員	会 員 外				
全 国 計 ^{※9}											

地方連合会名 ⁽²⁾	事業対象施設数 ⁽²⁾								左の建設事業主体別数 ⁽²⁾			
	ダ ム ⁽³⁾	頭 首 工 ⁽³⁾	用排水機場 ⁽³⁾	水 路 ⁽³⁾	樋(水)門 ⁽³⁾	た め 池 ⁽³⁾	その他 ⁽³⁾	計 ⁽³⁾	国 営 ⁽³⁾	県 営 ⁽³⁾	団体営 ⁽³⁾	計 ⁽³⁾
全 国 計 ⁽²⁾												

イ. 要領別紙1-2の2 (省エネ化等)に係る事業

(単位:千円) *

地方連合会名	資 金 提 出 団 体 数 ^①					資 金 造 成 の 明 細 ^②					
	土 地 改 良 区	農 協	市町村	その他	計 ^③	左 の う ち ^④		土地改良区 等提出金額	都道府県 補助金 ^⑤	国庫補助 ^⑥ 金相当額 ^⑦	計 ^⑧
						会 員	会 員 外 ^⑨				
全 国 計 ^⑩											

地方連合会名 [※]	事業対象施設数 [※]							左の建設事業主体別数 [※]				
	ダ ム [※]	頭 首 工 [※]	用排水機場 [※]	水 路 [※]	樋(水)門 [※]	た め 池 [※]	その他 [※]	計 [※]	国 営 [※]	県 営 [※]	団体営 [※]	計 [※]
全 国 計 [※]												

ウ. 別紙1-2の3 (省力化)に係る事業

(単位:千円) *

地方連合会名	資 金 提 出 団 体 数 [※]					資 金 造 成 の 明 細 [※]					
	土 地 改 良 区	農 協	市 町 村	そ の 他	計 [※]	左 の う ち [※]		土地改良区 等提出金額	都道府県 [※] 補助金 [※]	国庫補助 [※] 金相当額 [※]	計 [※]
						会 員	会 員 外				
全 国 計 [※]											

地方連合会名 ⁽²⁾	事業対象施設数 ⁽²⁾								左の建設事業主体別数 ⁽²⁾			
	ダム ⁽²⁾	頭首工 ⁽²⁾	用排水機場 ⁽²⁾	水路 ⁽²⁾	樋(水)門 ⁽²⁾	ため池 ⁽²⁾	その他 ⁽²⁾	計 ⁽²⁾	国営 ⁽²⁾	県営 ⁽²⁾	団体営 ⁽²⁾	計 ⁽²⁾
全 国 計 ⁽²⁾												

エ. 合計 (ア+イ+ウ)

(単位:千円) *

地方連合会名	資 金 提 出 団 体 数 [※]					資 金 造 成 の 明 細 [※]					
	土 地 改 良 区	農 協	市 町 村	其 他	計	左 の う ち		土地改良区等提出金額	都道府県補助金 [※]	国庫補助金相当額 [※]	計
						会 員	会 員 外				
全 国 計											

地方連合会名 [※]	事業対象施設数 [※]								左の建設事業主体別数 [※]			
	ダ ム [※]	頭 首 工 [※]	用排水機場 [※]	水 路 [※]	樋(水)門 [※]	た め 池 [※]	その他 [※]	計 [※]	国 営 [※]	県 営 [※]	団体営 [※]	計 [※]
全 国 計 [※]												

2. 防災減災機能等強化事業

(1) 資金造成の実績[※]

ア. 要領別紙1-2の1 (防災減災)に係る事業

(単位:千円) *

地方連合会名	資 金 提 出 団 体 数 ⁽²⁾					資 金 造 成 の 明 細 ⁽²⁾					
	土 地 改 良 区	農 協	市町村	その他	計 ⁽²⁾	左 の う ち ⁽²⁾		土地改良区 等提出金額 ⁽²⁾	都道府県 ⁽²⁾ 補助金 ⁽²⁾	国庫補助 ⁽²⁾ 金相当額 ⁽²⁾	計 ⁽²⁾
						会 員	会 員 外				
全 国 計 ⁽²⁾											

地方連合会名 [※]	防災減災機能等強化事業対象施設数 [※]								左の建設事業主体別数 [※]			
	ダ ム [※]	頭 首 工 [※]	用排水機場 [※]	水 路 [※]	樋(水)門 [※]	た め 池 [※]	その他 [※]	計 [※]	国 営 [※]	県 営 [※]	団体営 [※]	計 [※]
全 国 計 [※]												

イ. 要領別紙1-2の2 (省エネ化等)に係る事業

(単位:千円) *

地方連合会名	資 金 提 出 団 体 数 ^①					資 金 造 成 の 明 細 ^②					
	土 地 改 良 区	農 協	市町村	その他	計 ^③	左 の う ち ^④		土地改良区 等提出金額 ^⑤	都道府県 ^⑥ 補助金 ^⑦	国庫補助 ^⑧ 金相当額 ^⑨	計 ^⑩
						会 員	会 員 外				
全 国 計 ^⑪											

地方連合会名 [※]	防災減災機能等強化事業対象施設数 [※]								左の建設事業主体別数 [※]			
	ダ ム [※]	頭 首 工 [※]	用排水機場 [※]	水 路 [※]	樋(水)門 [※]	た め 池 [※]	その他 [※]	計 [※]	国 営 [※]	県 営 [※]	団体営 [※]	計 [※]
全 国 計 [※]												

ウ. 別紙1-2の3 (省力化)に係る事業

(単位:千円) *

地方連合会名	資 金 提 出 団 体 数 ⁽²⁾					資 金 造 成 の 明 細 ⁽²⁾					
	土 地 改 良 区	農 協	市町村	その他	計 ⁽²⁾	左 の う ち ⁽²⁾		土地改良区 会 員・会 員 外 等提出金額	都道府県 ⁽⁴⁾ 補助金 ⁽³⁾	国庫補助 ⁽⁴⁾ 金相当額 ⁽³⁾	計 ⁽²⁾
全 国 計 ⁽²⁾											

地方連合会名 [※]	防災減災機能等強化事業対象施設数 [※]								左の建設事業主体別数 [※]			
	ダ ム [※]	頭 首 工 [※]	用排水機場 [※]	水 路 [※]	樋(水)門 [※]	た め 池 [※]	その他 [※]	計 [※]	国 営 [※]	県 営 [※]	団体営 [※]	計 [※]
全 国 計 [※]												

エ. 合計 (ア+イ+ウ)

(単位:千円) *

地方連合会名	資 金 提 出 団 体 数 [※]					資 金 造 成 の 明 細 [※]					
	土 地 改 良 区	農 協	市町村	その他	計 [※]	左 の う ち [※]		土地改良区 等提出金額	都道府県 補助金 [※]	国庫補助 金相当額 [※]	計 [※]
						会 員	会 員 外				
全 国 計 [※]											

地方連合会名 [※]	防災減災機能等強化事業対象施設数 [※]								左の建設事業主体別数 [※]			
	ダ ム [※]	頭 首 工 [※]	用排水機場 [※]	水 路 [※]	樋(水)門 [※]	た め 池 [※]	その他 [※]	計 [※]	国 営 [※]	県 営 [※]	団体営 [※]	計 [※]
全 国 計 [※]												

(2) 事業の実績

ア. 要領別紙1-2の1(防災減災)に係る事業

(単位:千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					提出金収支				
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうちの 交付金	自己 資金	その他	計	造成 資金	交付 金	差引 残	前年度ま での累計 残	差 引 計	引 計
全国計															

地方連合会名	事業対象施設数							
	ダ	ム	頭	首	工	用排水機場	水	路
全国計								

イ. 要領別紙1-2の2(省エネ化等)に係る事業

(単位:千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					提出金収支				
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうちの 交付金	自己 資金	その他	計	造成 資金	交付 金	差引 残	前年度ま での累計 残	差 引 計	引 計
全国計															

地方連合会名	事業対象施設数							
	ダ	ム	頭	首	工	用排水機場	水	路
全国計								

ウ. 要領別紙1-2の3(省力化)に係る事業

(単位:千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					提出金収支				
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうちの 交付金	自己 資金	その他	計	造成 資金	交付 金	差引 残	前年度ま での累計 残	差 引 計	引 計
全国計															

地方連合会名	事業対象施設数							
	ダ	ム	頭	首	工	用排水機場	水	路
全国計								

エ. 合計(ア+イ+ウ)

(単位:千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					提出金収支				
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうちの 交付金	自己 資金	その他	計	造成 資金	交付 金	差引 残	前年度ま での累計 残	差 引 計	引 計
全国計															

地方連合会名	事業対象施設数							
	ダ	ム	頭	首	工	用排水機場	水	路
全国計								

(2) 土地改良施設の施設整備事業の実績

ア. 要領別紙1-2の1(防災減災)に係る事業

(単位:千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					提出金収支				
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうちの 交付金	自己 資金	その他	計	造成 資金	交付 金	差引 残	前年度ま での累計 残	差 引 計	引 計
全国計															

地方連合会名	防災減災機能等強化事業対象施設数							
	ダ	ム	頭	首	工	用排水機場	水	路
全国計								

イ. 要領別紙1-2の2(省エネ化等)に係る事業

(単位:千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					提出金収支				
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうちの 交付金	自己 資金	その他	計	造成 資金	交付 金	差引 残	前年度ま での累計 残	差 引 計	引 計
全国計															

地方連合会名	防災減災機能等強化事業対象施設数							
	ダ	ム	頭	首	工	用排水機場	水	路
全国計								

ウ. 要領別紙1-2の3(省力化)に係る事業

(単位:千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					提出金収支				
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうちの 交付金	自己 資金	その他	計	造成 資金	交付 金	差引 残	前年度ま での累計 残	差 引 計	引 計
全国計															

地方連合会名	防災減災機能等強化事業対象施設数							
	ダ	ム	頭	首	工	用排水機場	水	路
全国計								

エ. 合計(ア+イ+ウ)

(単位:千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					提出金収支				
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうちの 交付金	自己 資金	その他	計	造成 資金	交付 金	差引 残	前年度ま での累計 残	差 引 計	引 計
全国計															

地方連合会名	防災減災機能等強化事業対象施設数							
	ダ	ム	頭	首	工	用排水機場	水	路
全国計								

別紙様式第10・第11

(略)

別紙様式第 9・第10

(略)

附 則

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年 4 月 20 日付け52構改 B 第601号農林省構造改善局長通知）により実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年度における整備補修事業（連携管理保全型）に関する土地改良施設維持管理適正化事業実施要領の 7 の手続は、同項の規定（手続の期限に係るものに限る。）にかかわらず、この要領の施行後、速やかに行うものとする。